

# 牧之原市建設工事共同企業体取扱要綱

平成17年10月11日

告示第93号

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定建設工事共同企業体（第3条—第18条）

第3章 経常建設共同企業体（第19条—第27条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この告示は、牧之原市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（共同企業体の方式）

第2条 共同企業体を活用する場合には、次のいずれかの方式によるものとする。

（1） 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。

（2） 経常建設共同企業体

優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

第2章 特定建設工事共同企業体

（対象工事）

第3条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とするものとする。

（1） 工事費がおおむね2億円以上のダム、橋梁、トンネル、堰、港湾、下水道等の土木工事

（2） 工事費がおおむね3億円以上の建築工事

（3） 工事費がおおむね1億円以上の設備工事

2 前項のほか、特定建設工事共同企業体による共同施工により、事業の円滑かつ効率的な運営が確保できると認められるものについては、対象工事とすることができる。

(対象工事の指定)

第4条 対象工事は、市長が、工事の規模、内容等を勘案して指定する。

(構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 牧之原市建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者の組合せであること。

(2) 次条第5号又は第10条第2号の要件を別途定める場合には、その要件を満たす者の組合せであること。

(構成員の要件)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、当該発注工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有してからの営業年数が3年以上あること。

(2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 牧之原市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年牧之原市告示第89号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 発注工事に対応する要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(6) 静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成元年管第

324号) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(結成方法)

第8条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第9条 特定建設工事共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、次に定めるところによる。

(1) 2者の場合 30パーセント以上

(2) 3者の場合 20パーセント以上

(代表者要件)

第10条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 構成員中、より大きな施工能力を有する者で、かつその出資比率が最大であること。

(2) 代表者要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(指名委員会等)

第11条 第7条第5号又は前条第2号の要件を別途定める場合には、対象工事の主管課の長は、入札参加資格設定調書(様式第1号)を作成し、あらかじめ、牧之原市工事等入札業者指名委員会規程(平成17年牧之原市訓令第18号)に規定する工事等入札業者指名委員会(以下「指名委員会」という。)に諮るものとする。

(資格の公告)

第12条 特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名

(2) 工事場所

(3) 工事の概要

(4) 建設工事入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率及び代表者の要件

(6) その他市長が特に必要と認める事項

(資格審査の申請)

第13条 資格審査の申請をしようとする特定建設工事共同企業体は、指定の期日までに、次の書類を1部市長に提出するものとする。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第2号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第3号）の写し
- (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- (4) その他競争入札参加資格の認定に必要とする資料  
（資格の認定）

第14条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条により提出された書類を審査のうえ行い、その結果は入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし、第7条第5号又は第10条第2号の要件を別途定めた場合には、所管課長は入札参加資格審査申請者一覧表（様式第5号）を作成し、あらかじめ、入札参加資格等審査委員会に諮るものとする。

（資格が認定されなかった者に対する理由の説明）

第15条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面を提出することにより、説明を求めることができるものとする。

2 前項の説明を求められたときは、原則として、前項の指定の期日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

3 説明を求めた者に競争入札参加資格を認定する場合には、前条の結果通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。この場合においては、あらかじめ、入札参加資格等審査委員会に諮るものとする。

（契約方式の決定方法等）

第16条 第12条の規定により公告を行った工事に係る契約の相手方の決定は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

- (1) 第14条及び前条第3項の規定により競争入札参加資格を認定された特定建設工事共同企業体の中から、競争に参加する者を指名し、指名競争に付すること。

(2) 第14条及び前条第3項の規定により競争入札参加資格を認定された特定建設工事共同企業体を対象に、一般競争に付すること。

2 前項第1号の場合において、指名競争入札に付する共同企業体の数が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときには、第12条の経路を経て、これを補充するものとする。

(存続期間)

第17条 特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後残務整理等に必要期間として3月以上存続するものとする。

(編成表の提出)

第18条 契約を締結した特定建設工事共同企業体は、契約の日から7日以内に特定建設工事共同企業体編成表(様式第6号)を市長に提出するものとする。なお、当該編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

### 第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第19条 経常建設共同企業体の対象工事は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。

(構成員の数)

第20条 経常建設共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5者までとすることができるものとする。

(構成員の組合せ)

第21条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす中小企業による組合せであること。

(2) 資格者名簿に登録された業者の組合せであること。

(3) 等級区分が設けられている場合は、同一の等級又は直近等級に格付けされた業者の組合せであること。ただし、下位の等級業者に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までに格付けされた業者の組合せを認めることも差し支えないこと。

(構成員の要件)

第22条 経常建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 登録を申請する業種につき、建設業法の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- (2) 原則として、登録を申請する業種について元請としての施工実績を有すること。
- (3) 原則として、登録を申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(出資比率)

第23条 経常建設共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(代表者要件)

第24条 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。

(資格申請)

第25条 資格審査の申請をしようとする経常建設共同企業体は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 経常建設工事共同企業体協定書(例)(様式第7号)の写し
- (2) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- (3) その他競争入札参加資格の認定に必要な資料

2 前項各号に規定する書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に提出しなければならない。

(解散等)

第26条 経常建設共同企業体は、認定を受けてから2年以内に解散し、又はその構成員の組合せを変更してはならない。ただし、すべての構成員の同意があり、かつ、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 経常建設工事共同企業体の構成員は、認定を受けてから2年以内に、当該共同企業体を脱退してはならない。ただし、すべての構成員の同意があり、かつ、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

い。

(登録)

第27条 ひとつの企業が登録することができる経常建設共同企業体の数は、1とするものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の相良町建設工事共同企業体取扱要綱（平成12年相良町要綱第3号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

牧之原市入札参加資格等審査委員会委員長  
 牧之原市副市長 様

所管課長

## NO. 入札参加資格設定調書

工事等名称	年度		工事等種別		
工事等箇所		工期	設計金額	千円	
工事等概要	目的				
	規模				
	構造形式				
	工法				
	その他				契約台帳番号
公告日		申請書等の提出期限日		資格確認期限日 (審査委員会)	入札日
資格要件	代表構成員に求めるもの				
	その他の構成員に求めるもの				
資格要件の設定理由					
見込対象者数		現場説明会の有無・日程	有・無	年 月 日	
添付資料	位置図	平面図	断面図等	入札執行公告(案)	入札説明書(案) その他( )

年 月 日

様

牧之原市入札参加資格等審査委員会委員長  
 牧之原市副市長

### 入札参加資格設定調書審査結果通知書

下記のとおり決定しましたので通知します。

委員会開催年月日	年 月 日	
工事等名称	年度	契約台帳番号 第 号
資格要件		



様式第2号(第13条関係)

建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

牧之原市長

共同企業体の名称

代表構成員 住 所  
商号又は名称  
氏 名(法人にあっては、代表者の氏名) ㊦

その他の構成員 住 所  
商号又は名称  
氏 名(法人にあっては、代表者の氏名) ㊦

このたび、連帯責任によって下記工事の共同企業体による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事名
- 2 上記工事に伴う附帯工事

様式第3号（第13条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を協同連帯して営むことを目的とする。

（1） 牧之原市発注に係る〇〇〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を  
含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

（2） 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下、「当企業体」と  
いう。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履  
行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定  
にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するもの  
とする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇

所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、  
発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金  
（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管  
理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事につ  
いて発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わら  
ないものとする。

〇〇〇〇 〇〇%

〇〇〇〇 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考のうえ構成員が協議し  
て評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成  
に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権限義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇外〇〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表構成員 住 所  
商号又は名称  
氏 名（法人にあつては、代表者の氏名） ㊟

その他の構成員 住 所  
商号又は名称  
氏 名（法人にあつては、代表者の氏名） ㊟

様式第4号（第14条関係）

入札参加資格審査結果通知書

第 年 月 日 号

共同企業体の名称  
共同企業体の代表  
者の住所、名称及び  
代 表 者  
共同企業体の構成  
員の住所、名称及び  
代 表 者

牧之原市長



先に申請のあった下記工事に係る入札参加資格審査の結果を通知します。

記

公 告 日		
工 事 名		
工 事 場 所		
入札参加資格の審査結果	認定する	・ 認定しない
	認定しない場合の理由	

なお、入札参加資格が認定されなかった共同企業体は、当職に対して入札参加資格が認定されなかった理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、○年○月○日（○）までに、牧之原市役所○○○○へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第5号（第14条関係）

入札参加資格審査申請者一覧表

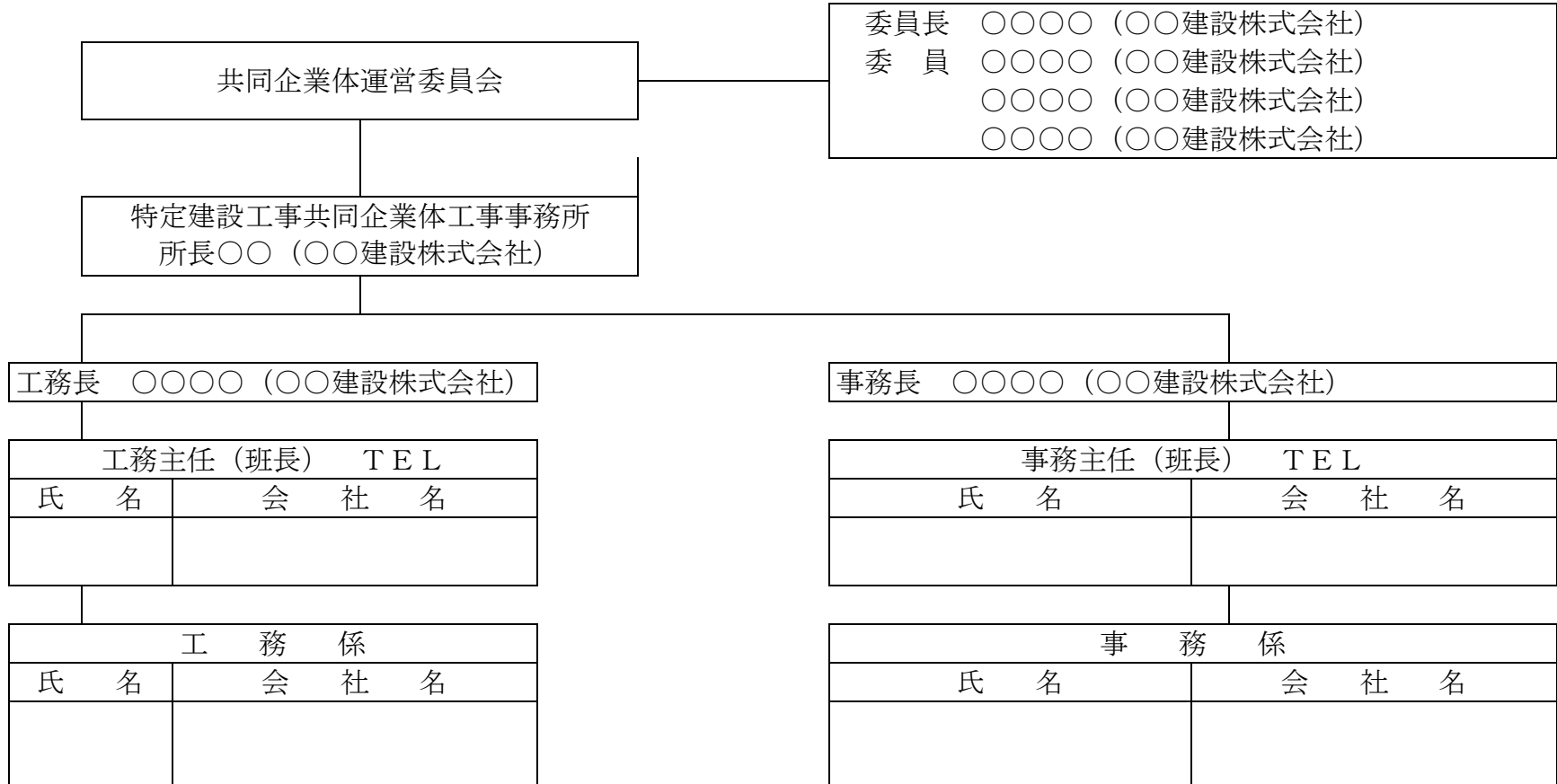
工事名		工事場所		所管課長		印	
商号又は名称		営業所名 (営業所の所在地)	経営事項審査 総合評定値	技術者の 状況	所管課長の意見 (否とする場合はその理由)	資格の認定又は非 認定	入札参加 者の推薦
	代表 その						
	代表 その						
	代表 その						
	代表 その						
	代表 その						
	代表 その						
	代表 その						
	代表 その						
	代表 その						

(注)受付順に整理する。

項目は、設定する要件に応じて加除、修正する。

様式第6号（第18条関係）

特定建設工事共同企業体編成表



- (注) 1 本表の構成は標準的なものを示したものであり、役職名等も記入例である。  
 2 記載内容に変更があった場合も本様式を使用し、「変更届」と明記して提出すること。